

治山事業

予算額 1,853,543千円 (R1 1,583,155千円)

(参考 2月補正440,000千円 2月補正と当初あわせ 2,293,543千円)

1 事業の目的・概要

山崩れや地すべりによる被害を未然に防止し、災害に強い森林をつくるため、災害予防工事や保安林の整備等を行います。

また、九十九里地域等の津波対策として、海岸保安林の植栽工事等を行います。

2 主な事業内容

(1) 補助事業

・山地治山事業 272,000 千円

崩壊のおそれの高い山地及び地すべり地、又は荒廃している森林、溪流等において、崩壊を未然に防ぐため、植栽工、土留工、森林整備等を施工します。

・復旧治山事業 130,000 千円

山地において天然現象等によって発生した崩壊地、荒廃溪流等で、県民生活の安全を確保するため、放置しがたい箇所について復旧工事を行います。

・保安林整備事業 823,500 円 (うち津波対策分 490,000 千円)

海岸における津波被害の軽減及び飛砂・潮風害等を防止するため、保安林内において植栽工等により海岸防災林を造成する工事を行います。

・治山施設災害関連事業 35,500 千円

当該年度に発生した山地災害箇所について、復旧工事を行います。

(2) 単独事業 191,543 千円

国庫補助事業の採択要件から外れる箇所において、治山事業を実施します。

[主な内訳]

県単地すべり防止事業	45,000 千円	
県単治山施設機能強化事業	36,000 千円	
小規模治山緊急整備事業	8,000 千円	
治山維持管理事業	14,500 千円	等

(3) 災害復旧事業 401,000 千円

災害により被災した治山施設等について、復旧工事を行います。

(参考：令和元年度 2 月補正予算案計上事業 (国補正に伴うもの))

治山事業 440,000 千円

令和元年 10 月 25 日の大雨により発生した山地災害箇所について復旧を行うほか、早急に治山対策を行う箇所を前倒しで実施するため、事業費を増額します。

[事業内容]

- ・山地治山事業 85,000 千円
- ・治山施設災害関連事業 355,000 千円

担当課・問い合わせ先
農林水産部森林課
043-223-2962

震災対策農業水利施設整備事業

予算額 131,000千円 (R1 22,900千円)

1 事業の目的・概要

地震等による土地改良施設の被害の未然防止や軽減を図るため、国庫補助制度を活用して施設の耐震性の点検・調査等を行う市町村を支援します。

2 主な事業内容

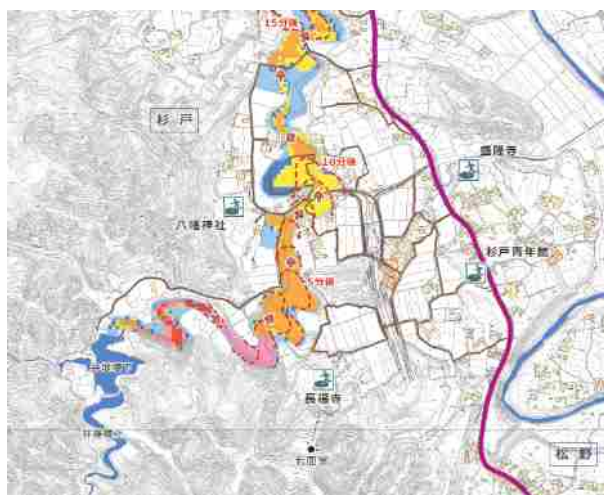
(1) ため池 126,000 千円 (R1 11,900 千円)

〔実施主体〕市町村

〔補助率〕国 10/10

〔実施内容〕緊急時の迅速な避難行動につなげるため、「防災重点ため池」(※)のハザードマップを作成する市町村に対し、その経費を助成します。

※平成 30 年 7 月の西日本豪雨を踏まえ、決壊した場合の浸水想定区域に人家や公共施設等が存在するため池を「防災重点ため池」として位置付け、千葉県内の農業用ため池 1,279 か所のうち 583 か所を再選定しました。



ハザードマップの事例
(浸水想定区域や避難場所を図示)

(2) 農道（橋梁） 5,000 千円 (R1 11,000 千円)

〔実施主体〕市町村

〔補助率〕国 10/10

〔実施内容〕地域防災計画において、避難路等に指定されている農道（橋梁）の耐震性の点検・調査を行う市町村を支援します。また、点検・調査に基づく耐震化に向けた整備計画の策定経費に対しても助成します。



橋梁の点検

担当課・問い合わせ先
農林水産部耕地課
043-223-2865

森林整備事業【一部新規】

予算額 346,247千円 (R1 264,875千円)

(参考 2月補正 48,672千円 2月補正と当初あわせ 394,919千円)

1 事業の目的・概要

県内の森林整備を促進するため、造林・保育等に要する経費に対する助成や、市町村による森林整備を促進するための支援を行うとともに、新たに、インフラ施設周辺の気象被害を受けた森林の復旧整備について支援します。

2 主な事業内容

(1) 森林吸収源対策間伐促進事業 15,678 千円

集約化・低コスト化を図り計画的に行われる間伐等に対し、国庫補助事業に加え県が上乗せ補助を実施することで、地球温暖化防止のための森林吸収源対策に資する森林整備の推進を図ります。

(2) 造林・保育事業 122,049 千円

森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資するために行う森林整備について補助を行います。

(3) 災害に強い森づくり事業 156,415 千円

台風 15 号の被害を踏まえ、道路・電線等の重要インフラに近接する森林において、更なる倒木被害が発生することを防止するため、緊急的に実施する復旧整備や伐採等を支援します。

(4) 竹林拡大防止事業 15,368 千円

竹は強い繁殖力があり、放置された竹林は高密度化して他の草木を枯らし、周囲の森林等に侵入して生態系を改変することから、国庫補助事業に加え、県独自の上乗せ補助を行います。

(5) 県単森林整備事業 12,911 千円

国庫補助事業の計画対象市町村における国庫補助事業の採択要件から外れる森林整備について、市町村が地域で一体となった森林整備を行う必要があると位置付けた森林を対象に、市町村を通して補助を行います。

(6) 森林整備事前準備モデル事業 13,296 千円

市町村による森林管理、森林整備を行うために必要不可欠な事前準備を、森林経営管理制度導入初期から積極的に実施する意欲のある市町村を支援し、経営管理権集積等のモデルを構築します。

(7) 森林経営管理集落支援モデル事業 5,500 千円

市町村による集約化施策の定着化促進を図るため、地域住民による森林管理体制の組織作りや基盤整備に取り組む市町村を支援し、市町村の森林整備への取り組みを総合的にサポートします。

(参考：令和元年度 2 月補正予算案計上事業 (国補正に伴うもの))

災害に強い森づくり事業【新規】 48,672 千円

台風 15 号の被害を踏まえ、道路・電線等の重要インフラに近接する森林において、更なる倒木被害が発生することを防止するため、緊急的に実施する復旧整備や伐採等を支援します。

担当課・問い合わせ先

農林水産部森林課 043-223-3630

千葉県地域防災力向上総合支援補助金

予算額 250,000千円 (R1 150,000千円)

1 事業の目的・概要

自助・共助の取組を充実させ、県全体の地域防災力の向上を図るため、市町村が地域の実情を踏まえて、主体的に取り組む事業に対し、助成します。

なお、令和元年の台風・大雨では、長期停電や断水、通信の途絶が発生したことを踏まえ、ライフラインや情報伝達体制を強化するため、事業費を増額し、今後3年間で整備を進めます。

2 補助制度の内容

[補助率] 1／2

[対象事業]

・避難環境の整備

〔例〕防災行政無線の屋外放送スピーカーのバッテリー強化

防災行政無線の戸別受信機の整備、避難所用の自家発電機の整備

避難誘導標識等の設置 など

・自主防災組織等の育成・活性化

〔例〕自主防災組織の資機材の整備・防災訓練の実施、防災マップの作成 など

・防災啓発

〔例〕防災教育や災害教訓の伝承に関する講演会の開催 など

・消防団の活性化

〔例〕消防団活動のPR、団員の確保に関する取組 など



屋外放送スピーカー



戸別受信機



衛星電話



自家発電機

[事業実施期間]

H27 年度～令和元年度 ⇒ H27 年度～令和4年度 (3年間延長)

担当課・問い合わせ先
防災危機管理部防災政策課
043-223-3409

大規模災害への対応力の充実・強化 (備蓄物資整備事業・防災訓練事業)

予算額 180,000千円 (R1 280,739千円)

※R1 予算のうち、
九都県市合同防災訓練
(中央会場)の実施経費
148,260 千円 (皆減)

1 事業の目的

- ・県では大規模災害への備えとして、避難所等に供給する物資を県内市町村と共に備蓄しています。
- ・また、災害時に適切な対応がとれるよう、各種の防災訓練を実施しています。

これらの取組について、令和元年の台風 15 号、19 号、10 月 25 日の大雨で得られた教訓や反省を活かし、内容の見直し・強化を進めていきます。

2 事業の概要

(1) 備蓄物資整備事業 150,000 千円

- 備蓄物資のうち、災害時に市町村等に提供した分の補てん、今後、賞味期限が到来する分の更新等を行います。
- 台風 15 号等での経験を踏まえ、県が備えるべき物資の種類や数量を検証し、必要な物資の増強を行います。

(2) 防災訓練事業 30,000 千円

- 関係機関と連携して、各種防災訓練を実施します。
- 訓練内容については、台風 15 号等での災害対応に係る検証結果等を踏まえ、より実践的な内容に見直しを行います。

[主な訓練]

・九都県市合同防災訓練

防災関係機関と連携して、大規模地震の発生などを想定した実動訓練を実施し、災害対応能力の充実・強化と県民の防災意識の高揚を図ります。

・図上訓練

災害発生時における災害対策本部の設置や情報収集・伝達などの具体的業務について、ロールプレイング方式による訓練を実施します。

・その他

津波避難訓練、帰宅困難者対策訓練など



令和元年度は九都県市の中央会場として本県で訓練を実施

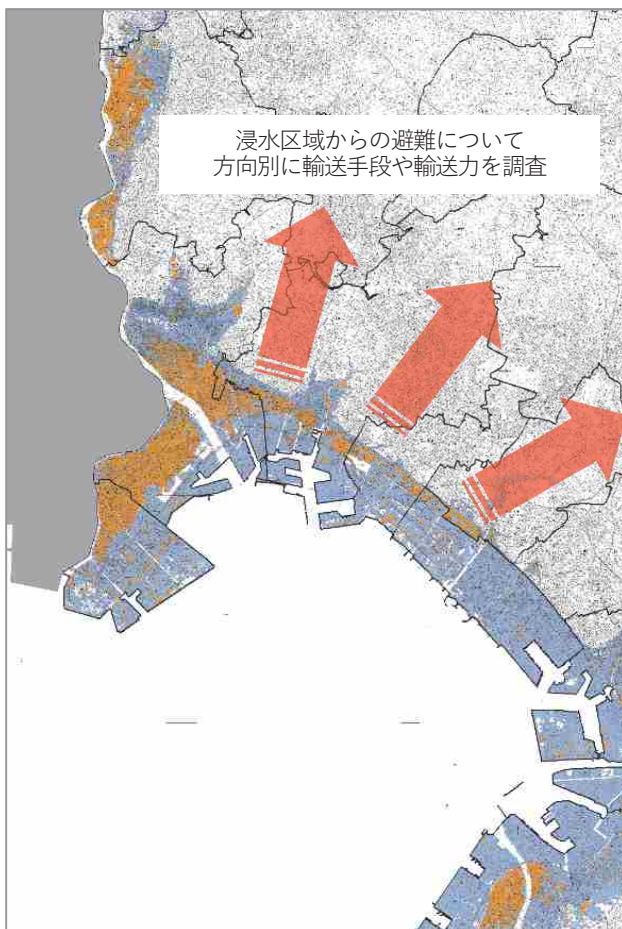
担当課・問い合わせ先
防災危機管理部危機管理課
043-223-2297

大規模災害広域避難基礎調査事業【新規】

予算額 10,000千円

1 事業の目的・概要

- 東葛地域等の人口集中地域で高潮等による大規模災害の発生が予想された場合には、東京方面から多くの避難者が見込まれる一方、県内においても遠方に避難する多数の住民が駅に集中したり、避難する方向が特定の地域に偏ったりする事態が想定されます。
- こうした事態を想定し、避難者の規模や避難の方向等を把握するための基礎調査を実施します。
- また、この調査の結果を足がかりに、広域避難に必要な輸送手段の確保等について、鉄道事業者等や市町村と協議・検討したうえで、円滑な広域避難体制の整備に取り組んでいきます。



千葉県における東京湾沿岸高潮浸水想定区域図
(浸水継続時間)

2 調査の概要

(1) 調査対象地域

東京湾沿岸等の人口密集地域

(2) 調査事項

- ・調査対象地域内における
広域避難者数の推計
- ・駅ごとの広域避難者数と避難
方向別の可能な輸送力を算出

担当課・問い合わせ先
防災危機管理部防災政策課
043-223-3409

令和 2 年 1 月 3 0 日
総務部行政改革推進課
電話：043-223-2046

令和 2 年度 組織及び定数の見直しについて

大規模化・激甚化する自然災害や増加する児童虐待への的確な対応など県政の喫緊の課題に対し、効果的な施策展開ができるよう、限られた人的資源の重点的配置を行うとともに、効率的な業務執行ができるよう、組織の見直しを行います。

また、児童相談所の体制強化や自然災害への対応など行政需要の変化に柔軟に対応するため、職員定数条例の改正を行います。

1 組織改正の概要（知事部局）

＜＜自然災害への対応＞＞

① 自然災害への対応に向けた体制強化

自然災害への対応力向上のため、知事部局全体で 40 名程度増員し、体制を強化します。

- 災害時の情報収集機能の強化を図るため、危機管理課に「災害情報室」を新設します。同室は、平時は市町村や地域振興事務所と連携を図りつつ情報連絡員の研修や訓練などを行い、災害時には災害体制に円滑に移行して迅速・的確に情報収集を行います。
- 進捗が遅れている土砂災害警戒区域の指定を迅速に進めるため、河川環境課に「土砂災害担当課長」を配置するとともに、「土砂災害対策室」を新設します。
- 昨年の一宮川流域の大規模浸水被害などを踏まえ、一宮川水系の河川に係る改修事業を集中的に実施するため、「一宮川改修事務所」を新設します。

＜＜児童虐待の防止＞＞

② 児童家庭課及び児童相談所の体制強化

- 児童相談所の管轄区域の見直しや外部有識者による児童相談所の監査などを行うため、児童家庭課に「児童相談所改革室」を新設します。
- 児童虐待部門とDV対策部門の連携強化を図るため、DV対策業務を男女共同参画課から児童家庭課に移管します。
- 平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間で児童相談所の職員を 200 名程度増員する計画を 1 年間前倒した上で、さらなる体制強化のため、令和 2 年度は児童相談所の児童福祉司、児童心理司等を 110 名程度増員し、相談や支援、一時保護に係る体制を強化します。

- 児童相談所及び市町村の職員等を対象とし、虐待事案への対応力の向上に向けた研修などを行うため、中央児童相談所に「人材育成研修課」を新設します。

<<東京オリンピック・パラリンピックに向けた体制整備>>

③ オリンピック・パラリンピック推進局の体制整備

- 聖火リレー実施に向けた体制を整備するため、開催準備課の「ルート・セレブレーション準備班」「ランナー選考班」を「聖火リレー第一班」「聖火リレー第二班」に再編します。
- ホストタウン事業などを通じた国際交流や地域活性化等を支援するため、事前キャンプ・大会競技支援課に「交流促進班」を新設します。

<<仕事改革・働き方改革>>

④ 県庁における仕事改革・働き方改革の推進

- 県庁におけるＩＣＴの活用などを含めた業務改善や働き方改革を総合的に推進し、業務効率や県民サービスの向上を図るため、行政改革推進課に「スマート県庁推進室」を新設します。
- 業務改善や働き方改革に資する庁内のＩＣＴ環境の企画・整備を推進するため、情報システム課に「ＩＣＴ企画班」を新設します。

<<地域の活性化>>

⑤ 成田空港周辺の地域づくりの早期実現に向けた体制強化

成田空港の機能強化の実現に向けた取組をはじめ、空港周辺の地域づくりを強力に推進するため、空港地域振興課の「空港地域整備・広域活性化班」を「成田空港地域づくり推進室」に改組し、体制を強化します。

2 千葉県職員定数条例の改正（令和２年２月議会に提案予定）

児童福祉法等の改正による児童福祉司等の新配置基準などを踏まえて、これまでに引き続き令和４年度まで児童相談所の計画的な体制強化を図るほか、大規模化・激甚化する自然災害への対応など行政需要の変化に柔軟に対応するため、職員定数条例の改正を行います。

○職員定数条例の改正案

	現在	改正案
知事部局（大学以外） （内訳）	7, 394人	7, 724人（+330人）
・ 児童相談所の体制強化	+210人	
・ 自然災害への対応	+40人	
・ その他の行政需要への対応	+80人	